

○和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令

平成12年7月11日

訓令第23号

和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令を次のように定める。

和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令

庁中一般

各地方機関

貴重な歴史資料となりうる県行政刊行物等の散逸を防ぐとともに、それらを長期にわたり有効活用するため、各所属長は、行政刊行物等を発行したときは、発行日から1月以内に行政刊行物等発行通知書(別記様式)により和歌山県立文書館長に通知するとともに、当該行政刊行物等を2部文書館に送付しなければならない。

記

行政刊行物等とは、各所属が職務上作成した印刷物で次に掲げるものをいう。

- 1 議会資料、監査資料、広報資料、統計資料、調査報告書、計画書、要望書、各所属の業務概要、事業又は施策の実績報告、研究紀要その他これに類するもの
- 2 地図、ちらし、パンフレットその他これに類するもの

別記様式

行政刊行物等発行通知書

年 月 日

和歌山県立文書館長 様

所属長名

| 行政刊行物等の名称 | 発行年月 | 備考 |
|-----------|------|----|
| | 年 月 | |
| | 年 月 | |
| | 年 月 | |
| | 年 月 | |

- (注) 1. 当該行政刊行物等に副題、年度(年)等の記載があるときは、「行政刊行物等の名称」の欄に、それらを併せて記入すること。
2. 一般公衆による利用を適当と認めない場合、あるいは行政による利用の制限等がある場合は、「備考」の欄に、その理由を記入すること。